

# 令和6年度第4回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和6年7月8日（月）  
午後1時30分～午後2時45分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 22人  

|      |     |       |     |       |  |
|------|-----|-------|-----|-------|--|
| 会 長  | 23番 | 長谷 幹夫 |     |       |  |
| 会長代理 | 22番 | 金田 修一 | 24番 | 金木 洋子 |  |
| 委 員  | 1番  | 各川 豊章 | 2番  | 茂 清志  |  |
|      | 3番  | 加藤 輝夫 | 5番  | 中村 敏  |  |
|      | 6番  | 大道 勝則 | 7番  | 木下 幸雄 |  |
|      | 8番  | 北森 康雄 | 9番  | 坂井 義彦 |  |
|      | 10番 | 森川 重光 | 11番 | 北山 久雄 |  |
|      | 13番 | 森田 高雄 | 14番 | 杉林 清則 |  |
|      | 15番 | 熊南 昭浩 | 16番 | 山崎 修  |  |
|      | 17番 | 西田 清範 | 18番 | 林 作三  |  |
|      | 19番 | 古田 茂  | 20番 | 大橋 芳信 |  |
|      | 21番 | 山崎 巖  |     |       |  |
4. 欠席委員 1人 4番 国谷 晃
5. 議題
 

|          |                                           |
|----------|-------------------------------------------|
| 議案第15号   | 農地法第3条の規定による許可申請について                      |
| 議案第16号   | 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について           |
| 議案第17号   | 事業計画の変更について                               |
| 議案第18号   | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第19号   | 非農地証明書の交付について                             |
| 議案第20号   | 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について                 |
| 報告事項第12号 | 農地法第3条の3の規定による受理について                      |
| 報告事項第13号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について                    |
| 報告事項第14号 | 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について       |

事務局 本日の月次総会につきましては、4番国谷委員から欠席届があり、13時30分現在、出席委員数は22名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和6年度第4回富山市農業委員会月次総会を開催します。

それでは、議事に入ります。

本日は、議案6件、報告事項3件がございます。本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。

7番 木下委員、13番 森田委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案第15号議案 位置図も併せてご覧ください。議案書は1ページから4ページまでです。

今回の申請件数は、13件で、申請面積は14,163.29㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足のため、贈与により、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。農業経験はないとのことですが、譲渡人の妻から指導していただき耕作を行いたいとのこと。申請農地では、ナス、トマト、キュウリを栽培する予定です。

2番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、カボチャを栽培する予定です。

3番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家ですが、以前から、祖母と母の共有地である申請農地の耕作に協力してきたとのことです。申請農地では、ネギ、ジャガイモ、フキを栽培する予定です。

4番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

議案書3ページをご覧ください。

5番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。貸付地8,912.00㎡については、すべて譲受人所有の農地であり、妻が代表を務める会社（農地所有適格法人）へ貸し付け、家族経営を行っています。

6番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請地では、水稻、大豆、そば、麦を栽培する予定です。

7番は、相手方の要望のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請地では、水稻、ナス、トマト、キュウリ等を栽培する予定です。

8番と9番は同一の譲受人の案件です。労働力不足のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請地ではジャガイモを栽培する予定です。

議案書4ページをご覧ください。

10番は、財産の処分のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、大豆を栽培する予定です。

11番は、耕作不便のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地ではネギを栽培する予定です。

12番は、耕作不便のため、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家ですが、以前から申請農地の耕作に協力してきたとのことです。申請農地では、キュウリ、ナス、カボチャ、キャベツ等を栽培する予定です。

13番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は、近隣農地の耕作者です。申請地では水稻を栽培する予定です。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

（担当委員から問題ない旨の報告あり）

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第15号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第16号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第16号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は5ページから10ページになります。

今回、4条申請は、0件、5条申請は10件、合計面積は14,614.02㎡です。それでは、議案書6ページをご覧ください。5条申請の内容についてご説明いたします。「位置図及び許可基準」も併せてご覧ください。

5条申請1番は、山室中部地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在実家にて生活しておりますが、手狭であるため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものであります。申請地は高速道路の出入り口から300メートルの範囲内であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請2番は、針原地区において、駐車場を整備する計画でございます。申請人の△△は、主にリフォーム工事業等を行っております。転用の概要といたしましては、従業員駐車場が不足していることから、隣接地において駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に医療施設、教育施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請3番は、大沢野地域下大久保地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在市内のアパートにて生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものであります。申請地は半径500mの範囲内に公共施設と教育施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件と

なります。

議案書 7 ページをご覧ください。

5 条申請 4 番は、大沢野地域下大久保地区において、分譲住宅を整備する計画でございます。こちらにつきましては、令和 6 年 2 月に申請され、令和 6 年 3 月に許可された案件でございます。許可後、申請前に譲り渡し人が亡くなっていたことが発覚し、許可が無効となったため、今回その部分だけを再申請するものでございます。申請地は都市計画区域の用途区域内にある農地で更地分譲が可能であり、農地区分は第 3 種農地、原則許可案件となります。

5 条申請 5 番は、大沢野地域下大久保地区において、一般住宅敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、住宅敷地内に駐車スペースがないため、住宅敷地を拡張し駐車場スペースを確保するため、今回申請されたものでございます。申請地は半径 500 m の範囲内に地区センターと教育施設があり、前面道路に公共上下水道が埋設されていることから農地区分は第 3 種農地、原則許可案件となります。

議案書 8 ページをご覧ください。

5 条申請 6 番は、大沢野地域下大久保地区において、分譲住宅を整備する計画でございます。申請人の☆☆は主に不動産業を行っております。転用の概要といたしましては、申請地は半径 500 m 以内にスーパーマーケットやドラックストア等の商業施設や、医療機関、教育施設があり、生活環境が充実しており、また、国道 41 号線から近く、交通の便が良いことから住宅の需要が増加しております。以上のことから申請地に 1 区画平均 185 m<sup>2</sup> の全 38 区画の宅地分譲地を造成するものでございます。申請地は都市計画区域の用途区域内にある農地で更地分譲が可能であり、農地区分は第 3 種農地、原則許可案件となります。この案件については 3,000 m<sup>2</sup> を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

5 条申請 7 番は、婦中地域鶴坂地区において、資材置場及び駐車場を整備する計画でございます。申請人の◆◆は、主に運送業を行っております。転用の概要といたしましては、業績好調により運搬物が増え、車両等を増やしてきたことにより運搬物の置き場や駐車場スペースが不足していることから、申請地において資材置場及び駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第 1 種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

議案書 10 ページをご覧ください。

5 条申請 8 番は、婦中地域熊野地区において、資材置場及び駐車場を整備する計画でございます。申請人の◇◇は、主に自動車の販売業

を行っております。転用の概要といたしましては、事業を始めてから自動車部品の窃盗被害に悩まされており、保管場所を塙で囲んで保管するための資材置場の拡張と、来客用駐車場の確保のため、隣接地において新たな資材置場及び駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請9番は、婦中地域熊野地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在市内の持ち家で生活をしておりますが、相互扶助に適した実家の隣接地である申請地において住宅建築のため今回申請されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請10番は、婦中地域神保地区において、建築条件付売買予定地を整備する計画でございます。申請地は、小学校や保育園が近く、子育てや通学に条件のそろった利便性の高い土地であり、需要が見込まれることから申請地を選定されたものです。4区画の分譲宅地となりますが、最終的に販売することができない残余の区画は、申請人が住宅を建築し、建売住宅として販売することとなります。申請地は、鉄道の駅から300メートルの範囲内にあることから、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

事 務 局 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第16号農地法第4号第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第17号事業計画の変更について、事務局から説

明をお願いします。

事務局 議案第17号事業計画の変更申請についてご説明申し上げます。議案書は11ページになりますが、別にお配りしております差し換え資料をご覧ください。

こちらは、陸砂利採取の一時転用の期間延長についての変更申請でございます。この案件につきましては、令和4年9月30日に農地法第5条許可を受け、2年間の陸砂利採取の計画でありましたが、骨材生産プラント破碎機故障の修理が長期間に及び、当初計画より遅延が発生したため、3ヵ月工期を延長したく今回申請されたものであります。その他の工事内容に変更はございません。  
以上でございます。

会長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 議案第17号事業計画変更の申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会長 続きまして、議案第18号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第18号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、12ページから14ページです。議案書12ページをご覧ください。

所有権移転は1件で、移転面積は、4,725.00㎡です。利用権設定の申請件数は9件あり、年区分は、3～5年が2件、10年以上が7件です。設定面積は、45,233.00㎡です。

14ページ1番と2番までは、農地中間管理機構を通すものです。3番から9番までが相対です。新規農家が1件あります。

14ページの9番は、山田地内で地域おこし協力隊をおこなっている本人が、農業の担い手不足解消や農地の維持管理のため、水稻、じゃがいも等の栽培を行うものです。

農機具は、トラクター１台、田植機１台、コンバイン１台を機械利用組合より借用し、軽トラックや耕運機は今後購入する予定です。販売先は山田の案山子を予定しております。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第１８号旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第１９号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第１９号非農地証明書の交付について、ご説明いたします。  
議案書は、１５ページから１８ページになります。

今回、申請のありました農地につきましては、農用地区域外及び市街化区域外の遊休農地の内、その土地が山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難、また、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれる場合の要件を満たしており、証明基準の１つに合致しております。

議案書の１６ページをご覧ください。

１番については、６月２４日に、農業委員等と事務局が現地確認を行いました。現地は宅地の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であることを確認しております。

２番については、６月２５日に、農業委員等と事務局が現地確認を



行いました。現地は山林の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であることを確認しております。

以上のことから、その土地自体の事実状態に基づき、非農地証明の交付を行うものでございます。

以上でございます。

会 長        それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

＊ ＊ 委 員        登記地目が田で現況が宅地の状態は、違反転用状態ではないでしょうか。非農地証明と違反転用の違いを教えてください。

事 務 局        農地を農地以外とするときは、原則、転用許可が必要であり、農地を人為的に農地以外とすることは違反転用であります。1 番については、対象農地は数十年前から庭として利用されており、状況的には違反転用となります。農地法では追認による転用により、違反転用の是正をおこなうことができますが、この案件については転用申請をするにあたり転用許可基準がないため転用ができません。一方、非農地証明については転用が原則ではありますが、転用許可基準がないときは非農地証明事務処理要領の基準に基づき、農地行政上も支障がないと認められる場合のみの適用となります。

また、農地行政上支障がないというのは、非農地となっている対象農地の周辺にある農地に耕作ができなくなる支障を与えていないということであります。

この案件については非農地状態が 20 年以上経過しており、かつ、周囲の農地も申請者が所有しているということから、支障がないものと判断できます。

非農地の状態を放置すると違反転用状態が継続することになります。このことから農業委員会としては農地の場所にもよりますが、例えば宅地の周辺にあり、既に農地以外として利用されている場合などは、非農地証明事務処理要領に基づき非農地とすることで、農地の適正かつ有効利用につながるものと考えております。

会 長        その他にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長        異議なしとのことでありますので、議案第 19 号非農地証明書について、申請どおり交付することといたします。

会 長 続きまして、議案第20号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第20号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてご説明いたします。議案書19ページをご覧ください。

6月12日に農業委員等に現地調査を行っていただき、農地が耕作されていることを確認しました。相続人は、被相続人の子であり、納税猶予についての要件はすべて満たしております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第20号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、申請どおり交付することいたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。

第12号 農地法第3条の3の規定による受理について

第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第14号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第12号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、20ページから28ページです。

今回の受理件数は21件で、すべて相続により所有権を取得したものです。

以上でございます。

報告事項第13号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合

意解約について、ご報告いたします。議案書は、29ページから31ページです。

解約件数は7件で、解約面積は16,842.25㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

以上でございます。

報告事項第14号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。議案は32ページから37ページになります。

今回の受理件数は、4条が4件、5条が11件、合計面積は14,302.00㎡です。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは33ページの4条の3番、34ページの5条の1番と4番、35ページの5条の9番の計4件でございます。

以上でございます。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 　特に何もありませんので、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会長 　次に協議・報告事項等について事務局から説明をお願いします。まず、農業委員（欠員）の募集結果について、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会長 　それでは、ただ今説明がありました農業委員（欠員）の募集結果について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 　次に、事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会長 　ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 　特に何もありませんので、令和6年度第4回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。

